

議案第25号

八幡浜市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標記条例を次のように制定する。

令和2年2月25日提出

八幡浜市長 大城一郎

記

八幡浜市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

八幡浜市水道事業の設置等に関する条例（平成17年条例第194号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法 (昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の2第8項</u> の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が150万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法 (昭和22年法律第67号) <u>第243条の2第4項</u> の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が150万円以上である場合とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。

